

徳島大正後見制度支援預金

(令和2年6月15日現在)

*特色、重要事項、その他	
<p>1. 後見制度支援預金とは</p> <p>(1) 被後見人の金融資産を一つの預金口座に集約し取引を制限することにより、後見人による被後見人の資産に対する不正流出を防止するための専用口座です。</p> <p>(2) 本口座の取引には家庭裁判所からの「指示書」が必要です。後見人であっても単独での取引はできません。</p> <p>(3) お取引は口座開設店（取引店）でのみ行えます。なお、キャッシュカードやインターネットバンキングをご利用いただけません。</p> <p>(4) 公共料金等の口座振替および給料・年金等の受取口座にご指定いただけません。</p> <p>2. 後見人による日常生活資金等については、本預金口座ではなく別の普通預金口座（生活口座）において管理します。生活口座には公共料金等の自動引落の利用やキャッシュカードも発行いただけます。</p> <p>3. 自動送金（定額自動振込サービス）をご利用いただきますと本口座から生活口座へ毎月一定額を振り込むことができます。なお、定額自動振込サービスのお申込み、内容変更、解約には家庭裁判所の「指示書」が必要になります。</p> <p>4. 預金保険制度の保護対象預金であり、同保険の範囲内で保護されます。</p> <p>5. 取扱規程…「後見制度支援預金に係る特約」の各条項に定められていない事項については普通預金（決済用普通預金）規程」を適用します。</p>	
*商品概要	
1. 商品名	・徳島大正後見制度支援預金
2. 取扱店舗	・全店
3. ご利用いただける方	・後見人を選定されている成年被後見人または未成年被後見人で家庭裁判所から後見制度支援預金の口座開設に関する「指示書」の交付を受けた個人の方
4. 口座開設の申し出人	・成年後見人または未成年後見人で、家庭裁判所から後見制度支援預金の口座開設に係る指示書の交付を受けた方
5. 対象預金	・普通預金または決済用普通預金（無利息普通預金）
6. 預入期間	・期間の定めはありません。
7. 預入方法	<p>(1) 預入方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本口座を開設いただいた店舗でのみお預け入れできます。 ・家庭裁判所の預け入れに関する「指示書」が必要です。 ※ 振込金の受取についても「指示書」が必要です。 <p>(2) 預入金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所の「指示書」に記載された金額。 分割による預け入れはできません。
8. 払戻方法	
(1) 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本口座を開設いただいた店舗でのみ払い戻しできます。 ・家庭裁判所の払い戻しに関する「指示書」が必要です。 ・家庭裁判所の「指示書」に記載された金額。 分割による払い戻しはできません。
(2) 払戻金額	
9. 利息	<p>(1) 適用利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の普通預金店頭表示の利率を適用します。 ※ 決済用預金を選択した場合は無利息です。 <p>(2) 利払頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。 <p>(3) 計算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算です。

<商品概要説明書>

<p>(4) 税区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・源泉分離課税20%（国税15%、地方税5%） ※ただし、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受取りになるお利息には復興特別所得税が付加され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・マル優はご利用いただけません。
<p>10. 手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・口座開設手数料 16,500円(消費税等含む)
<p>11. 付加できる特約事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所の「指示書」に基づき、本口座から生活口座へ毎月一定額を振込む定額自動振込サービスをご利用いただけます。なお、内容変更、解約についても家庭裁判所の「指示書」が必要になります。 ・定額自動振込サービスについては当行所定の手数料が必要です。
<p>12. 制限される取引事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・後見制度支援預金では以下の取引はできません。 ①取引店以外での入出金取引 ②キャッシュカードの発行 ③インターネットバンキング利用 ④マル優の取扱い ⑤給与・年金・公社債元利金等の自動受取り ⑥公共料金等の口座振替
<p>13. 当行のお問い合わせ、ご相談、要望・苦情の受付窓口</p>	<p>徳島大正銀行お客さま相談室 フリーダイヤル：0120-87-1090 受付時間：平日(銀行営業日)9時～17時</p>
<p>14. 一般社団法人全国銀行協会の苦情対応および紛争解決の受付窓口</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772 受付時間：平日(銀行営業日)9時～17時</p>